

# エイズ予防に関する政府への要求

## －第5回新医協常任理事会－

日本のエイズ患者は厚生省発表によると1985年より1987年6月16日現在累計で43人となっている。またWHOの集計ではアメリカ37,019例、フランス1,632例等の全世界で53,121例（1987年7月1日現在）の患者発生としている。政府自民党は日本及び世界のエイズ感染拡大の中でさきの国会にエイズ予防法案を提出した。

この法案は6月11日付機関紙「新医協」でも述べているように予防や治療に対する国の責任のあいまいさ、医師や地方公務員に対する過剰な遵守義務規定や罰則規定、さらに国民や患者に対するプライバシー侵害等々の多くの問題をもった法案である。

新医協はこのようなエイズ予防法案をすみやかに撤回し次の諸点を早急に行うことを政府に要求する。

I 日本のエイズ患者の60%は輸入血液製剤の汚染による輸血感染であり、その血液製剤の90%以上が売血による輸入にたよっている。血液及び血液製剤による肝炎ウイルス等の血液感染の予防対策に万全を講じること。また血液及び血液製剤の自給をめざして方策を講じること。

II 保健所等の公的機関で無料で手軽に利用できる検査、気楽に相談できる各種カウンセラーを配置するなど窓口をもっと大きく開放すべきである。そのための人員、機器の整備は国が責任を負うこと。また、その際利用者のプライバシーは厳重に保護される措置をとること。

III 血液を取り扱う医療担当者の安全対策と血液汚染が外部に広がらぬ対策を直ちに講じること。

IV 政府は血液製剤の利用によって感染した血友病患者等に対して国の責任で治療と生活の保障を行うこと。また、その他の原因によつての感染患者にも入院、治療については公的な援助制度をつくること。

V 予防と治療のための調査、研究を急速かつ大規模に行うことが重要である。国が責任をもって大型予算を投入することを強く要求する。

1987年7月28日  
り)

(「新医協新聞」1987年8月1日付よ